

学校法人大覚寺学園
次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画について

■一般事業主行動計画

女性が活躍でき、学校法人大覚寺学園で働く教職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を促進する。(次)

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇取得状況の把握
- 2025年5月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 2025年6月～ 職員への周知、年次有給休暇の取得を促進する

目標2：所定外労働時間を1人当たり10%削減する。(女)

<対策>

- 2025年4月～ 所定外労働の原因の分析
- 2025年5月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 2025年6月～ 各部署における問題点の検討および改善